

資料2-2

全国がん登録について

地域がん登録の課題

「地域がん登録」は、健康増進法に基づき、都道府県が各都道府県在住のがん患者の情報を収集することで実施されてきた。

地域がん登録の課題

- 全てのがん患者が登録されていない。
(届出を行うのが協力医療機関に限られるため)
- 登録漏れの把握や生存確認調査が十分にできていない。
(都道府県によって体制が異なるため)
- 都道府県をまたいで、医療機関を受診したり、転出したりした場合の情報がとりにくい。
(届出や死亡票収集の対象が当該都道府県の住民に限られるため)

全国統一のがん登録制度の必要性

⇒ がん登録等の推進に関する法律の制定

がん登録推進法の概要①

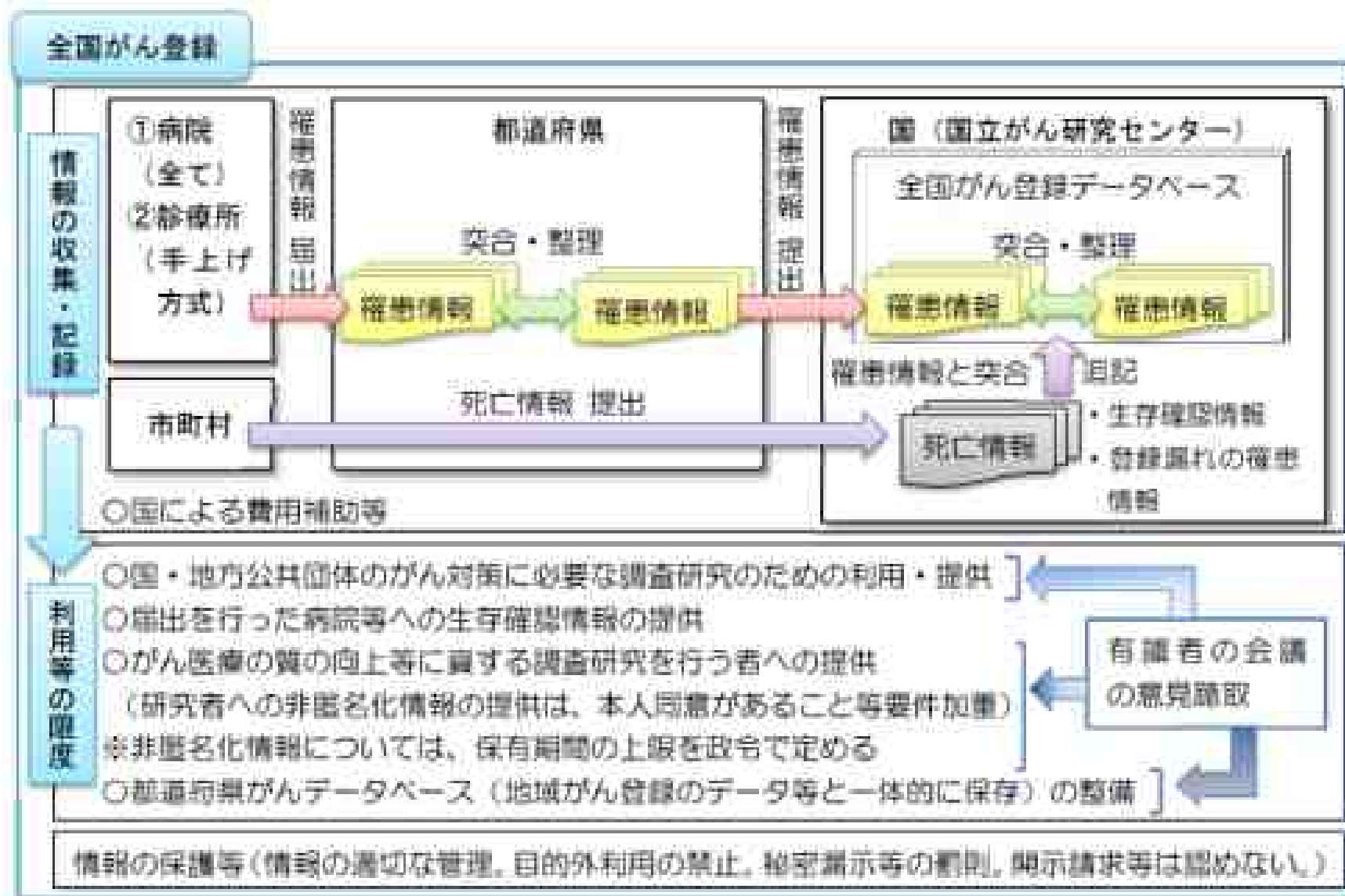
○「全国がん登録」: 国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること

○「院内がん登録」: 病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

基本理念

- 1 全国がん登録: 広範な情報収集により、罹患等の状況をできる限り正確に把握する
- 2 院内がん登録: 全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、普及・充実を図る
- 3 がん対策の充実のため、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- 4 民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- 5 がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

がん登録推進法の概要②



がん登録推進法の概要③

院内がん登録等の推進

院内がん登録の推進、国によるがん治療情報の収集等のための体制整備

人材の育成

全国がん登録等の事務に従事する人材確保等のための必要な研修等

がん登録等の情報の活用

○国・都道府県等

⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援

○医療機関

⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上

○がん登録等の情報の提供を受けた研究者

⇒がん医療の質の向上等に貢献



**国民への情報提供を充実させ、がん医療の質の向上等を図り、
がん対策を科学的知見に基づき実施**

項目		全国がん登録	← 地域がん登録
実施体制	法的根拠	がん登録等の推進に関する法律	健康増進法16条、がん対策基本法第17条2項、付第16条等
	実施主体	国が主体となり都道府県に法定受託事務として協力を求める	地方自治体(都道府県、市)による事業
システム	データベースシステム	全国がん登録システム	都道府県による(国がん標準DBS利用推奨)
罹患情報	届出義務	あり(病院及び指定診療所)	なし
	義務不履行	違反勧告、施設名公表	なし
	届出締切	診断の翌年末まで	任意(拠点病院は院内がん登録全国集計時届出を推奨)
	届出先	医療機関の所在地の都道府県	都道府県による(自県居住者分・他県居住者分)
	届出対象範囲	法律・政令に基づく ・当該病院等の初回の診断時 ・政令で定めるがんの定義、省令に基づく26項目	都道府県により設営(研究班の推奨あり)

項目		全国がん登録	地域がん登録
死亡情報	情報源と利用方法	国(国がん)が全国分の死亡者情報票から一括して届出漏れと生存確認	都道府県が統計法第33条により、人口動態調査死亡票の2次利用を申請し、届出漏れ症例に遡り調査
入力	届出票	都道府県(原則インポート)	都道府県(手入力及びインポート)
	死亡情報	国(国がん)(インポート)	都道府県(手入力)
個人照合	届出-届出	(県内)都道府県(県間)国	(県内)都道府県(県間)未実施
	届出-死亡	国(国がん)	都道府県
遡り調査・集約	遡り調査	都道府県は通知に基づき調査を実施、医療機関はそれに応じて届け出る義務	都道府県による ・届け出漏れ症例を調査し(推奨)、医療機関は任意で協力
	集約	(県内)都道府県(県間)国	(県内)都道府県(県間)未実施
予後情報	情報源	国(国がん)が全国分の死亡者情報票から一括して全症例と照合	・都道府県が統計法第33条により、県内死亡票の2次利用を申請し、全症例と照合 ・都道府県が住民票照会もしくは住基ネット利用をして照合
	追跡期間	有限(100年)	死亡票との照合は無期限

項目		全国がん登録	← 地域がん登録
情報保管期限	届出顕名情報	有限(100年)	永年
	死亡顕名情報		全件遡り調査を実施した後、統計法に基づき破棄
拒否等	拒否、削除請求、開示請求	認めない	都道府県による規定
データ利用	病院等への予後情報提供	届出病院等に提供可能	人口動態調査に基づく予後情報は、第三者提供にあたり不可能
	データの研究利用手続	マニュアル等の判断基準に従い、国又は都道府県審議会の決定	都道府県による規定
	がん検診の精度管理	法に基づき都道府県から市町村にデータを提供	研究利用と同様の扱い
	利用手数料	全国がん登録情報はあり 都道府県がん情報は、条例に基づいて徴収可能(都道府県判断)	なし
情報保護	秘密保持義務の範囲と罰則	<ul style="list-style-type: none"> がん登録推進法による 業務委託先にも秘密保持義務 	個人情報保護法、条例等による
教育研修	担当者・実務者の研修	国がん研修(全国)及び認定(院内)、NPO法人地域がん登録全国協議会の研修	国がんの研修、NPO法人地域がん登録全国協議会の研修、研究班の教材、資料

全国がん登録の登録項目

以下の26項目の登録を義務づけ

番号	項目名	番号	項目名	番号	項目名
1	病院等の名称	10	病理診断	19	鏡視下治療の有無
2	診療録番号	11	診断施設	20	内視鏡的治療の有無
3	カナ氏名	12	治療施設	21	外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲
4	氏名	13	診断根拠	22	放射線療法の有無
5	性別	14	診断日	23	化学療法の有無
6	生年月日	15	発見経緯	24	内分泌療法の有無
7	診断時住所	16	進展度・治療前	25	その他の治療の有無
8	側性	17	進展度・術後病理学的	26	死亡日
9	原発部位	18	外科的治療の有無		

情報の利用・提供①

1 都道府県での利用(法第18条)

- ・都道府県のがん対策の企画立案
- ・都道府県のがん対策の実施に必要ながんに係る調査研究
(都道府県から委託を受けて研究を行う者も該当)

2 市町村への提供(法第19条)

- ・市町村のがん対策の企画立案
- ・市町村のがん対策の実施に必要ながんに係る調査研究
(市町村から委託を受けて研究を行う者も該当)

情報の利用・提供②

3 その他の利用(非匿名化情報)(法第21条第8項)

次に掲げる要件のすべてに該当する場合、提供が可能

- ・当該研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。
- ・研究者が調査研究でがん医療の質の向上等に資するものの実績を相当程度有すること
- ・研究者ががんの罹患等の秘密の漏えいの防止その他適切な管理のために必要な措置を講じていること。
- ・提供の求めを受けた情報に係るがん罹患した者が生存している場合は、研究者が調査対象者から当該研究のために全国がん登録情報が提供されることについて同意を得ていること。

4 その他の利用(匿名化情報)(法第21条第9項)

次に掲げる要件のすべてに該当する場合、提供が可能

- ・当該研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。
- ・研究者ががんの罹患等の秘密の漏えいの防止その他適切な管理のために必要な措置を講じていること。

情報の利用・提供③

5 病院等への提供(法第20条)

院内がん登録その他がんに係る調査研究のため提供を請求する場合

⇒ 提供を行わなければならない

(ただし、他データベース等への転用はできない)

1～4の利用・提供にあたっては、審議会(栃木県がん対策推進協議会がん登録部会)の意見を聴かなければならない。

(5については必要なし)

※ 2以上の都道府県に係るがん情報の利用・提供にあたっては、厚生労働省が国の審議会等の意見を聴くこととなる。

対象となる病院・診療所

病院 ⇒ 法第6条により届出義務

県内106病院

診療所 ⇒ 開設者の同意を得て知事が指定する診療所は届出

県内6診療所



がん登録の精度向上のため、指定診療所の増加等が課題

利用・提供に係る手数料

- ・国は手数料を徴収
- ・都道府県の手数料は任意

《参考》他県の検討状況

徴収予定 4

徴収しない予定 13

検討中 30

⇒ 利用・提供を促進するため、手数料を徴収しないこと
とする。

平成29年度事業実施状況

1 全国がん登録情報の収集、審査、整理等

県内の病院及び指定診療所から届け出られた全国がん登録情報について、審査及び整理等を実施し、全国がん登録システムに送信した。

届出数:19,546件

2 全国がん登録実務者研修会の開催

全国がん登録の実務に携わる者が円滑に届出事務を行えるよう、全国がん登録制度や届出実務についての研修会を開催した。

4回開催 延べ参加者139人

平成30年度事業実施状況及び計画①

1 全国がん登録情報の収集、審査、整理等

県内の病院及び指定診療所から届け出られた全国がん登録情報について、審査及び整理等を実施し、全国がん登録システムに送信した。

2 全国がん登録実務者研修会の開催

全国がん登録の実務に携わる者が円滑に届出事務を行えるよう、全国がん登録制度や届出実務についての研修会を開催した。

5月11日開催 参加者79人

平成30年度事業実施状況及び計画②

3 住所移動調査の実施

同姓同名、同生年月日だが診断時の住所が複数あるようなケースにおいて同一人物かどうかを確認するため市町に確認を依頼した。

10月実施 対象17市町、65件

4 遡り調査の実施

死亡者情報票によって初めて判明した死亡者新規がん情報について、死亡診断書を作成した病院に情報の確認を依頼した。

〈2015症例〉 6月実施 対象82医療機関、894件

〈2016症例〉 10月実施 対象80医療機関、683件

5 栃木県がん実態調査報告の作成(予定)

全国がん登録データ(2016年症例)を用いた栃木県版の報告書を作成する。

(議題(4)審議事案)

全国がん登録のスケジュール

国の想定案

○平成30(2018)年12月末

平成28年(2016)罹患数の確定

○平成31(2019)年1月～

全国がん登録データの利用・提供の開始



県で必要な対応

○利用、提供の開始前に事務処理方法を定める

(国の示した全国がん登録情報の提供マニュアル等を参考に策定する。)

(議題(3)審議事案)

御意見をいただきたいこと

○指定診療所について

- ・指定診療所のあり方

○全国がん登録の活用について

- ・全国がん登録等を活用し、がん患者等をはじめ県民に分かりやすい情報提供を行うための効果的な方法